

○上越地域消防事務組合情報公開・個人情報保護制度審議会条例

(平成 14 年 3 月 18 日条例第 4 号)

(設置)

第 1 条 上越地域消防事務組合情報公開条例（平成 14 年上越地域消防事務組合条例第 1 号）に基づく情報公開制度及び上越地域消防事務組合個人情報保護条例（平成 14 年上越地域消防事務組合条例第 2 号）に基づく個人情報保護制度の公正かつ円滑な運営及びそれらの改善（以下「制度の運営等」という。）について幅広く住民の意見を求めるため、上越地域消防事務組合情報公開・個人情報保護制度審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 制度の運営等について、管理者の諮問に応じて審議すること。
- (2) 上越地域消防事務組合個人情報保護条例の規定による実施機関の諮問に応じて審議すること。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項を所掌するほか、制度の運営等について、管理者に対して建議を行うことができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、住民のうちから管理者が委嘱する 5 人の委員をもって組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は管理者が規則で定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。